

平成 29 年度独立行政法人国立公文書館年度目標

公文書等は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であり、公文書等の適切な保存及び利用は、行政運営の適正かつ効率的な推進にとどまらず、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たし、我が国の歴史・文化及び学術に係る研究等の振興並びに国民のアイデンティティ形成にも寄与する重要な責務である。

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、かかる国家の基本的な責務を担う機関であり、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）に基づき、歴史公文書等の受入れ、保存及び利用等の業務を負うものである。

国際的な水準及び情報技術の進展のほか、「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」（平成 28 年 3 月 31 日 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議）をも念頭に、館役職員が自ら担う責務を深く認識し、国家公務員としての自覚と責任をもってその職務を遂行し、業務の効率化と質の向上を図るにとどまらず、利用者のニーズに応えつつ、館の機能強化を求める社会の要請に着実に対応することができるよう、この目標を設定する。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 行政文書等の管理に関する適切な措置

- i) 公文書管理法及び国立公文書館法（平成11年法律第79号）に基づき、内閣府における同法及び各種ガイドライン、歴史公文書等に関する各種基準等の運用及び改善に関し、専門的知見に基づく調査分析や助言等の支援を行うこと。また、内閣総理大臣からの委任に基づく実地調査を適切に行うこと。
- ii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、必要に応じて専門的技術的助言を行うこと。
- iii) 国立公文書館法第11条に基づく中間書庫業務を適切に実施すること。

【重要度：高】

保存期間満了時の措置（移管又は廃棄）の適否及び廃棄協議の際の廃棄の適否に関する専門的技術的助言は、歴史公文書等の移管及び行政文書ファイル等の廃棄を確実・円滑に進める上で重要な役割を果たすものであり、体制を整備した上で数値目標を定め、効率的に行う必要がある。

【指標】

- ・行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）に係る専門的技術的助言：年間350万件以上

(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置

① 保存に関する適切な措置

ア 受入れに関する措置

- i) 公文書管理法に基づき、行政機関及び独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れを適切かつ速やかに実施すること。
- ii) 司法府からの歴史公文書等の受入れを適切に実施するとともに、立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府の支援を行うこと。
- iii) 民間に所在する歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れの実施及びその推進を図ること。
- iv) 歴史公文書等の散逸を防ぎ、歴史的事実を立体的かつ総合的に把握する機会を国民に提供するため、必要な体制を整備し、歴史資料等の積極収集及び提供を行うこと。
- v) 受け入れた歴史公文書等について、原則1年以内に一般の利用に供するまでの作業を確実に終了すること。

【重要度：高】

歴史公文書等の受入れについては、移管元機関等と協議・調整の上、受入後1年以内に、計画的かつ確実に国民の利用に供するための措置を講ずる必要がある。

【難易度：高】

新たな事業として歴史資料等の積極収集及び提供を実現するに当たり、有識者による検討会議の運営や収集すべき歴史資料等の基準・収集計画の策定等を行うため、歴史資料等及び文書管理等に関する高度な専門的知見が必要とされるとともに、著作権法などの各種法令を遵守しつつ、試行的作業を経ながら望ましい事業設計や必要な体制整備を図るための総合調整が必要となるため。

【指標】

- ・歴史公文書等の受入れ後、1年以内の排架：達成率100%

イ 保存に関する措置

- i) 特定歴史公文書等の永久保存義務に鑑み、「保存対策方針」に基づき、計画的な修復の実施など適切な保存のために必要な措置を講ずること。

- ii) 「電子公文書等の移管・保存・利用システム」を適切かつ効率的に運用し、電子媒体の歴史公文書等の受入れ及び保存を確実に実施すること。
- iii) 館の保存する特定歴史公文書等について、利用状況及び破損又は汚損を生ずるおそれにより、原本の利用を制限する必要性も考慮しつつ、中期的な観点から「複製物作成計画」を作成の上公表し、順次、国民の利用に供するよう複製物の作成を行うこと。

【指標】

- ・著しく破損した資料の修復（重修復）：400冊以上
- ・機械（リーフキャストイング）を利用した修復：1,200枚以上

② 利用に関する適切な措置

ア 利用の請求に関する措置

- i) 要審査文書（特定歴史公文書等のうち、利用制限情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり新たに審査が必要な簿冊）の利用請求については、適切な期限を設定し、当該期限内に審査を行い、利用に供すること。
- ii) 利用請求に備えた要審査文書の自主的な審査に取り組むとともに、必要に応じて、時の経過を踏まえつつ、既に審査を終えた文書の利用制限区分の見直しも適切に行うこと。
- iii) 公文書管理法に基づき利用の制限等に対する審査請求があった場合で、同法第21条第4項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、速やかに対応すること。また、公文書管理委員会から同法に基づき、資料の提出等の求めがあった場合には、確実に対応すること。

【指標】

- ・30日以内の利用決定（大量請求を除く）：80%以上

イ 利用の促進に関する措置

- i) 国の重要な歴史公文書等を紹介する常設展のほか、国民のニーズ等を踏まえて、魅力ある質の高い展示を複数回行うとともに、遠方の利用者の利便も図るため、デジタル展示や館外展、貸出しを積極的に行うこと。
平成29年度においては、歴史公文書等を通じて、我が国の歴史の理解、学習に資するよう常設展の内容の充実を図りつつ、デンマーク王国との外交関係樹立150周年を記念する展示及び関連行事等の実施により、展示会等の魅力向上に努めること。

さらに、展示について外部の意見を聴取した上で、その結果を反映させること。

- ii) 館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し、閲覧できるデジタルアーカイブを推進すること。

また、利用者の利便性向上を図るとともに、外部の意見を聴取し、デジタルアーカイブの充実を図ること。

- iii) 各種見学の受入等利用者層の拡大に向けた取組を行うとともに、児童・生徒等には公文書等に触れる機会を通じて、我が国の歴史に親しみ学べる場を提供すること。

また、利用者の利便性を高めるため、土曜日の閲覧業務や土日祝日における展示等を適切に実施すること。

さらに、積極的な情報発信を通じて国民の公文書館等に対する理解や関心を高めること。また、館と利用者、利用者同士の交流を推進するためのツールについて、更なる検討を行うこと。

【重要度：高】

展示等を通じて国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く設けることは、国民の歴史公文書等への関心を高めることにつながり、館への理解や利用者層の拡大を図ることができ重要である。

【指標】

- ・展示会入場者数：40,000人以上
- ・デジタル化：新規提供コマ数210万コマ以上
- ・国立公文書館ニュース発行回数：4回以上

③ 連携協力、調査研究、国際的な公文書館活動への参加・貢献

ア 地方公共団体、関係機関との連携協力

- i) 国、独立行政法人等、地方公共団体等の関係機関と、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力を図ること。
- ii) 公文書館法（昭和62年法律第115号）第7条及び国立公文書館法第11条第3項第1号に基づき、地方公共団体からの求めに応じて、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行うこと。

また、地方公共団体等からの求めに応じて、甚大な自然災害等の発生により、水損等の被害が生じ、又は生じていると見込まれる地方公共団体等の保有する公文書等についての助言やデジタルアーカイブ化の推進

等の助言を行うこと。

さらに、最新の I T 技術を活用したデジタルアーカイブ・システムに関する調査検討結果を踏まえ、「デジタルアーカイブ・システムに関する標準仕様書」の見直し作業を行い、同書を改訂すること。

【指標】

- ・全国公文書館長会議参加機関割合（国立公文書館等指定施設及び都道府県公文書館）：85%以上
- ・指導・助言等の求めがあった場合は、その全てに対応

イ 調査研究

- i) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体その他民間に所在する歴史公文書等について、所在把握を目的とした調査研究を計画的に実施するとともに、所在情報の一体的な提供を実現するための技術的な研究を行うこと。
- ii) 歴史公文書等について専門的な調査研究を行い、利用者サービスの質の向上等につなげるとともに、その成果を公表することにより広く国民の利用に供すること。

【指標】

- ・公文書館等未設置の県及び政令指定都市並びに都道府県立図書館への調査実施
- ・かつて存在した国の機関における公文書等の散逸状況の調査実施

ウ 国際的な公文書館活動への参加・貢献

- i) 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際会議等へ積極的に参画し、情報の発信・収集に努めるとともに、諸外国の公文書館等との相互協力、訪問・研修受入れ等を推進し、得られた成果を広く国内へ還元すること。
- ii) オーストラリア国立公文書館所蔵日系企業記録受入れの実施に向け、適切に対応するとともに、諸外国公文書館との友好関係の進展に資すること。
- iii) 諸外国の先進事例の収集に努め、国内関係機関等に広く提供すること。

【指標】

- ・国際会議での発表回数：2回以上

(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置

- i) 歴史公文書等の保存及び利用に関し、公文書管理法の施行実績や対象機関のニーズ等を踏まえ、日程、人員、対象等を見直しつつ、以下の研修を効果的に実施すること。
 - ・国の機関、地方公共団体等における文書の保存・利用機関の職員を対象に、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に係る知識等を習得させるために必要な研修。
 - ・行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、公文書管理の重要性に関する意識啓発を行い、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修。
- ii) 国、独立行政法人等及び地方公共団体その他外部の機関において行われる研修会等に対し、講師派遣等の支援を行うこと。
- iii) 対象機関等のニーズを踏まえ、公文書管理における専門職員養成に係る強化方策として、その職務内容、遂行要件等に係る職務基準書の更なる検討を進めるとともに、それらを踏まえて研修カリキュラムに反映させること。

【重要度：高】

研修の実施等は、歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保する上で重要な役割を果たすものであり、必要に応じ研修内容等を見直しつつ、効果的に実施する必要がある。

【指標】

- ・年間延べ受講者数：1,200人以上

(4) アジア歴史資料センターにおける事業の推進

アジア歴史資料センターの業務については、「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成11年11月30日閣議決定）に基づき、引き続き、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料につき、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとなるよう適切に推進すること。

- i) 上記の考え方にに基づき、引き続きデータベース構築作業等の業務の効率化に努めつつ、新たに提供を行うこととなった戦後期資料も含め、国内外の多様な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供を行い、利用者層の拡大を図ること。

また、データベースの利用に係る利便性の向上のため、外部の意見を聴取した上で、その結果を可能なものから反映させること。

- ii) 関係機関とのリンクによる資料提供機能の拡充を図るとともに、ホームページ上のコンテンツの充実を図るほか、アジア歴史資料に係る多角的な情報発信と連携した効果的な広報を展開し、そのプレゼンスを高めること。

【重要度：高】

アジア歴史資料整備事業において、アジア歴史資料データベースにおいて公開するアジア歴史資料の範囲を戦後期まで拡大することは、戦後70周年に当たって我が国が取るべき施策を実現するための事業として重要である。

【指標】

- ・受入れから1年以内公開達成率（戦後期資料に関する画像を含む。）：100%
- ・公開データの解読補正作業：2,000件以上

2 業務運営の効率化に関する事項

- (1) 公文書管理法に基づき、館に求められる役割や業務に適切かつ効率的に対応するとともに、外部委託や賃金職員の活用等による事務事業の効率化、合理化について、不断の見直し、改善を進めること。
- (2) 一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額について、前年度比2%以上を削減すること。
- (3) 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表すること。
- (4) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、館が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を推進すること。
- (5) 政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。
- (6) 「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムに関する業務・システム最適化計画」に基づき、館業務の効率化に取り組むこと。
- (7) 国立公文書館LANシステムの安定的な運用を行うとともに、次期システムの

構築等を行い、継続的に業務環境を確保すること。

【指標】

- ・一般管理費（人件費を除く。）及び事業費の総額について、前年度比２％以上を削減

3 財務内容の改善に関する事項

「２ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した年度予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。また、所蔵する公文書資料等を活用して自己収入の増に引き続き取り組むこと。

【指標】

- ・事業収入（写しの交付を除く有償頒布等）：210 万円以上

4 その他業務運営に関する重要事項

(1) 体制の整備

公文書管理法及び国立公文書館法に基づき、歴史公文書等の適切な保存及び利用に向けて、業務の質の向上及び効率的遂行が図られるよう、公文書管理法の施行実績を踏まえ、利用請求に係る利用制限事由の該当性審査や特定歴史公文書等の保存、歴史公文書等の保存及び利用に関する歴史資料等の収集等を適切に行う上で必要な体制の整備に取り組むこと。

(2) 内部統制の適切な実施

国立公文書館法又は他の法令に適合することなど業務の適正を確保するとともに、監査等のモニタリングの実施を徹底し、内部統制を適切に実施すること。

(3) 職場環境の整備

職員の超過勤務時間の削減、休暇取得やワークライフバランスの推進等職場環境の整備・構築を図ること。

(4) 館の職員の育成

職員を館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等に積極的に参加させ、資質の向上を図るなど人材育成を進めること。

【指標】

- ・館職員の館及び国内外の公文書館その他の機関が実施する研修等への延べ参加者数：25 人以上